

富尾神社の縁起

佐伯市青山の黒沢に
佐伯惟治を祀る神社

著明ノ神社ナリト、
廢藩後其式隨テ廢レリ然レトモ二季ノ祭典初メ
ニ異ナルコト無シ明治九年各社合併ノ際当村字
伏木川鎮座馬鎮神社へ合併、延明治十九年十一
月十六日復旧許可ヲ得テ同年十二月廿二日本社
へ遷座セリ

会員 湯矢勘藏

一 神殿 鑿 虎間參寸 橫 虎間參寸
一 素屋 鑿 参間參尺 橫 參間

一 渡殿

鑿 虎間參尺

横

參間參尺

一 神殿

鑿 虎間參寸

横

參間參尺

一 神殿

<p

拜殿の正面に掲げられた古色蒼然とした「富尾大權現」
と扁額の下にぬかべて、薄暗い神殿を拜め、公の幽
魂がいまにも現あれるよう錯覚を覚える。

この神殿に公の使用したと伝えられる兜二鉢と、神社
の縁起二巻が收められてゐるが、殆んど門外不出で、氏
子の方々も目を通され人は稀である。私は幸いにして
去る昭和三十六年、佐伯史談会の黒沢探訪の際、故足田
宮司の許可を得て、先輩諸氏とともに拜観することがで
きた。それは漢文體の美しいお家流で書がれた二巻であ
るが、絶目の糊がはがれ、何枚かをへなぎ合せて見る状
態であった。由緒あるものだから裏打表具して、完璧な
姿で保管して頂きたいものである。

次に御紹介する縁起は、故足田翁が写して保管されて
いた写本で、借り受けで書きし夫もので私の書損もある
うし、縁起に誌るナれた公の戦死年月日、佐伯氏系譜等
は、先般諸氏がしばしば「史談」に発表されたものとは
相違の点も多々あるが、その神社の由緒を物語るものと
して、敢えて史実的を考察はぬきにしてお読み頂きたい。
去る九月二十日日向路に、惟治公の縁の地を訪ねて、往
き暮の念切々とて起り、「史談」の余白をかりて、往
時の人々が如何に惟治公の靈を尊崇していなかを偲びた
い。

富尾大權現縁起

多田氏八世孫記内少輔的

原丈豈後西海郡佐伯庄黒沢村御木山定光寺富尾大權
現者祖母岳大明神二十有一世之遠孫佐伯薩摩守惟治公
之神廟也
曰、若翁古、祖母岳大明神者鷗鵟草葺不合尊之御母
神武天皇御祖母豈玉姬而鎮座于豈後日向壇城一靈威
嚴然也

古記ニ曰、往昔日向、塩田ニ有、富久一或云大夫、有女名
華本、容徧甚麗、厚寵愛、處於後苑別墅、不嫁、一男子、子見
祖母嶽神化、形與此女ト通、生男形健、常裸跣脚、多シ胼胝、
人号ニ號太童、後称ニ太夫惟基也
或曰、人王五十代桓武皇朝藤原基經有故配于豐後繕
方莊、一有女一名、華本、一神通此、嵯峨皇朝弘仁二年卯歲
二月立日產依名、惟基云々、今按、此偽説之說最難信
如何、基經者於清和陽成光孝宇多等四朝、歷左古大臣
抵閑、寛平三年立十六而薨、贈正一位、封越前公、
謚、昭宣公、終無配流之支、若或謂别人、佐伯三公人
姓名顯然、而非所容易一人犯稱、時代亦有違、不能無
疑、或云藤原家之嫡流兼家之子道隆之二男、議同三司伊周
之娘是、爲惟基母、四男薩家之子師大納言経輔、爲九州
國司下向、惟基勇毅、狀似惠馬、依焉養子、又爲婚云云
肥後國菊池武時服、惟基勇毅、相親睦、云々
或人云、神通、華本、產、三子、高知太郎、佐伯二郎、諸方三郎
是亦僞説、不足取、如上多端或說、若不紀、則或謂不至
故仍記此耳、惟基威武雄恣、而相貌、官賦、五十六、主清和皇
朝貞觀三年、帝都被召賜死、詠歌、免之、或云七十、主後
冷泉院永承元年、帝都、被召云云、惟基有五男、季子嗣家
五代之孫、至、諸方、三郎惟義、或作伊能、又作惟榮、
倜儻不羈、振、秀於九州、壽永二年、起兵於豐後、到太宰
府、追退平氏、首也、其後有故、得鎌倉、謹、惟義以、親
睦、義経、育護、頼朝公之謹責、居上州
沼田庄、免歸、佐伯、相続、求到、薩摩
守惟治、奕世、旌節顯家、名譽甚、壯年修、文武、一察
忠義、護念神佛、撫育臣庶、一家慶日昌、於是勸諸遠祖
神靈、有心欲下、宣照、懿德、光榮、大業、創業工迷、不日
成之、加之創營、十有餘社、其心日益驕固也、嗚呼惜哉、無不肖
始有、終鮮哉、燈將滅、光輝其烈、家將傾、好孽切至、公

不辨妖魅幻惑、一遠信、邪術、教壞、政變、斬、廢獄、疑日前機
 妻、縊流、當此時、九州探題二十代大友修理大夫、義鏡
 居往府、改津守城、威武振、鎮西、偶有謠言、惟治、隱謀、一
 朝上、嗚呼、謠人罔極、交亂、家國、止棘之詩、垂之六經、刺謠
 人之亂、誠可忍而可識、探題家不法、可否、遂及攻伐
 四杵近江守長景承、命將二万兵、圍城、堅、壘、緊、守、兩
 軍相挑、累日、未決、敵、傳、欺、乞和、公信之、築城、落成
 將、赴日州、一路、經黑澤、僻、盛、于此、黎首、称四郎、昔有
 女一名、若狭、城性、閑雅姿、貌雍冶、紡績、毒薪供營、特怙、
 特怙、寵、重、不得佳婿、欲、嗣家、擇、對、積年、通在路傍、
 探、山川、來、公於騎上、被湯就女乞水、女仰瞻公、非
 凶、放櫛、拭、眉、疾走、把、屋檐所、貯板杓、汲、清冷、素
 馬上、公即渴止、心神怡悅、取、問女云、汝爺名何、
 女答言、肱四郎、重、問、名字、退民本無姓氏乎、女答言、
 唯肱四郎、公以為名字、多田也、尔来多田為姓氏、又問
 汝名何、答曰、若狭、公曰、汝不知乎、我則惟治也、今雖敗北、
 再興、別汝父子共當為人、今日恩義必可報謝、若狭、
 急走告、双親、双親及村老相聚、為君父客、并公因、
 自殺、
 嫁男千代鶴御曹司、或云、文德皇朝、於佐伯家、
 睽自春初至中冬、於黒沢、潛居、消、日暗待、探題、許容、
 然而許狀未至、資糧既盡、相議將赴日州、爰新名某頗、
 長景約、会合、遂、党、逸、障、要、路、而、事、及、急、公、無、所、遁、
 亂、時、問、名、
 肴、享、保、十九、歲、次、關、逢、甲、未、
 季、春、穀、旦、卯、也、寅、
 再、佳、妙、心、前、往、養、退、休、寶、林、

始、女、一、言、而、再、無、阪、城、今、愧、其、言、徒、故、来、告、汝、等、耳、
 徒、今、以、往、尊、崇、若、狹、可、為、長、者、若、然、則、汝、子、孫、有、幸、
 幸、且、亦、於、此、村、邑、創、建、一、區、廟、社、崇、奉、我、靈、可、嚴、
 祭、祠、我、當、擁、護、汝、等、若、或、疑、或、不、信、此、言、衆、庶、終、蒙、罰、
 可、退、軼、言、畢、若、狹、問、絕、如、夢、中、如、是、神、異、不、一、就、中、長、景、
 新、名、滅、亡、遠、近、見、聞、無、不、驚、異、於、此、黒、沢、村、中、祓、地、創、建、
 神、廟、崇、奉、御、本、山、定、光、寺、富、尾、大、權、現、一、尔、来、十一、月、廿、五、
 日、祭、祠、恒、規、無、怠、神、威、格、哉、其、風、及、他、鄉、佐、伯、鄉、中、十、所、社、
 壇、於、今、存、在、於、日、州、三、河、外、以、公、御、體、太、刀、鞍、等、為、神、
 靈、崇、奉、六、社、大、權、現、兩、君、法、諱、從、立、位、下、朝、散、太、夫、前、薩、
 州、大、司、惟、治、大、機、正、織、大、禪、定、門、御、曹、司、王、浦、宗、泊、禪、其、兩、
 碑、於、西、野、村、儼、然、現、在、也、黒、沢、村、民、於、今、凡、有、求、者、
 仰、此、神、無、不、懇、祈、許、曰、神、之、格、恩、不、可、度、恩、利、可、射、思、
 伝、曰、至、誠、如、神、又、曰、大、滿、化、之、之、謂、聖、聖、而、不、可、知、
 之、之、謂、神、是、人、眷、戀、信、之、敬、之、依、敬、益、威、敬、而、尚、
 有、餘、恭、萬、懷、愴、若、或、見、之、至、和、至、禱、

佐伯家譜係
 (注)
 肴享保十九歲次關逢甲未
 季春穀旦卯也寅
 再佳妙心前往養退休寶林
 菁堂金壽叟誌焉重印

○ 刻点、どうかと思われ古と云ふ古字もそのままにしてお。
 字体もとめてそのままに左が普通の文字については常用の
 多田肱四郎娘若狭凌空踏水譜、双親云、汝輩不知、
 死於庭々、公靈神感、人称荒人神ト無不戴懷、詫云、
 祖母歲明神二十一世之苗裔同族滅、是何日哉、寔一百
 六主後、余良院大永七歲、丁亥、十一月廿一日也、於是、
 新右一族、絶、狂、滅、亡、長景、轍、倒、而、死亡、凡、故、公、族、無、盡、不、
 亡、於、庭、々、公、靈、神、感、人、称、荒、人、神、ト、無、不、戴、懷、詫、云、
 我、乎、我、是、佐、伯、惟、治、也、正、時、肱、四、郎、並、村、老、齋、愕、詫、云、
 惟、治、公、爲、何、莫、來、於、此、賜、曰、我、臨、路、途、疲、渴、乞、水、

高尾大權現畧起

柳當社御本山定光寺富尾大權現の由来を尋るに祖母
歿大明神二十一代の後胤佐伯薩摩守惟治と崇め奉る所
の神詞也

蓋祖母岳大明神はうがやふきあはせすの尊の御母公
豊玉姫なり豊後と日向との境に鎮座しまして神威
今に儼然たり

古き伝説曰日向の國塙田と云所に富人あり名を太夫
と云一人の女子おり花の木と名く容色甚うるわいふ
して父母是を寵愛す後苑に別宅を構えて常に此所に住
居せしめ他の男をして見へしめず然る所に祖母歿神
形を変じて花の木に通じ一人の男子をうめり此の男子
形健にして丈夫の姿あり常に歩行する事必はだ一才
脚にあかぢりひざたえず依て時の人ひいの太童と云う
是則佐伯家の元祖大夫惟基也

或説に曰く人王立十代桓武天皇の御宇の朝臣藤原の基
経公子細おつて豊後の国緒方の庄に遠流せらるる基経
は娘あり祖母歿神此女に通ふて嵯峨天皇弘仁辛卯の
二月五日に惟基を出生すと云へ又の説には藤家の嫡
流兼家の子道隆の二男議同三司伊周の娘を惟基の母と
セ云ヘリ又一説に祖母歿神其の本に通ふて三人の
男子を産む高知尾の太郎佐伯の二郎猪方の三郎と云へ
リ右三ヶ條の説は本記に詳すここには要せし也
惟基生未武勇にて志ほーいまゝなり時々に官賦を押
領せりこれによつて五十六代清和の皇朝貞觀三年に帝
都に召されて死を賜ふ惟基歌と詠じて死をゆるさると
云ふ或説に曰七十代後奈良院の永承元年都に召されると
セ云ヘリ惟基に五人の男子あり末の子家とつげり五
代の孫猪方三郎惟義志剛毅にして勇を九州に振ふる
壽

永二年兵を豊後に起し太宰府にいたり于家をおいしり
ぞくその後力へおつて鎌倉のせめをうけ上州沼田の庄
に居住す後巾着されて佐伯相手礼に歸つて居城を構ふ
相続にて薩摩守惟治公に至る累代家名をほどこせり惟
治公壯年に及て文武を修し忠信を懷き佛神を護念し民
を撫育す是によつて家運増榮昌せりここに於て遠祖の
神靈を勧請して是を尊奉しあの如ならず十余社を建
立しイ神徳をあらはしこれを敬ふの心甚切なり然る
に人情の常の習ひ始あつて終あること稀なり終には邪
術を信して國の政事才をも暴惡の心日々に萌して佛法
を破壊し綱流を害すること多し此時に当て九州の探
題二十代大友條理太夫脅津守の城に居住し武威鎮西
にふるふ左またま惟治謀反の心ありと譲するものあり
探題家是非を決せず終に一戦に及ぶ印杵近江守長景探
題家の命を没してニ萬餘騎の兵を率いて相手礼の城を圍
む惟治公堅く城を守る両軍相挑て日をかさねといへと
も雌雄を決せず敵軍傍りあざむいて和睦せんと乞ふ惟
治公これを誠と思ひ城をひらいてひそかに出て日州へ
赴かんとて黒沢村をすく愛に農弥四郎と云者一人の
女子あり名を若狭と云生れつき柔和にして容貌も又賤
しからず尋常尋うる春つき薪ととり父母につかへて至
て孝心也父母寵愛して年月を送れり惟治公村落を通る
の時彼女たまノ路邊におつて若狭と云ふ惟治公馬上
に於て甚疲渴し給ひ女子について水を求む若狭仰ぎ見
て尋常の人におらざる事を悟り笊巻を捨て我家に帰り
軒にかけ置所の新しき板杓をとり來り清水をくみて馬
上にすゝむ惟治公のんどのがあきも相やみ焼ひ給ふ事
無限惟治公女子に問ひよく汝が父の名は何と云名字は如何にと問ふ女子答て左大弥四郎と云へり惟治
公名字は多田なりと思ひ給へりそれよりして多田を以

て家の名字とせり公又女子に問て曰汝が名は何ぞ答て
我名は若狭と云公の曰汝しら十也我は是佐伯惟治なり
今敵軍に及ぶと云へども我再おこらば汝が父子共々人
の左右に名をしらるべし今日の恩義必す報せんと云ふ
若狭事の子細を開窓き立帰りて父母に告ぐ弥四郎井に
村民打あつまつて君父の礼をあつふす惟治公此情によ
つて春の初より冬の中頃に至る迄黒沢村に居して月日
を送り久しうかに又探題家の許しと何ふといへども許狀
の沙汰もなく糧料のいとなみもつきければ日州へおも
むかんとはかる然るに新名何某長景と相謀逆党をかた
らひ公の行先をさへきり事急に及んで公終に自殺す
嫡男千代鶴御曹司惟治公の迹を慕是又中途にして從士
の手に死す祖母岳明神より二十一代の苗裔日を同ふ一
て族滅す是何れひ日ぞや實に人王一百六代後奈良院大
永七年丁亥十一月廿一日より然るに新名の一族在を發
して滅亡し長景轟狂して死す凡そ公に敵対する輩悉は
云ひ失せぬしかのゑならず公の神靈厄々にきいて人を
威す時に荒人神といふぢぢおそれすと云ふことのまし
ある時神靈若狭に左くして空とかけり水をふんで弥四
郎夫婦に告て曰汝らしろすやわれは惟治なり時に弥四
郎並に村民驚いてハつて曰惟治公なほにの左右にかまつ
給ふ汝公のいわくわれ疲渴にのぞんで水を乞ひ女に一
言をひこせりしかりとへども我再び居城に帰ること
をえずして云ふ所をはなさず今其言葉の虚となること
とほ才故に来て汝等に告ぐ今よりしてのち若狭と尊敬
して祈のおさとなすべし然るば汝等子孫に至る迄幸あ
るべし又此地に於て一字の廣社を建立して我神靈をお
かめ祭るべしわざ永く汝等が守りの神とまらん若一念
入り夢中のごと一がくのごとき神灵あまた度也長景新

名滅亡の事遠近見る人聞く人肝を冷せりここにおひて
黒沢村の内地をえらんで廟宇を建立し御本山定光寺富
尾大權現と崇め奉るしかしてより以来十一月廿一日恒
例の神事今にひいて怠る事なし神感至れる哉その風他
御に及び佐伯郷中十所へ社壇今に現在せり日州三河内
において又惟治公の鎧太刀鞍等を以て神靈となし六社
權現と尊奉す享保二十年卯の秋ノ頃公の廟所え家詣の
もの灵感と蒙り盲人立地に兩眼明らがなる事を得たり
と藩國の男女歩を運び今年元文元年の今日に至る迄貴
賤遠近の所をかへりみず參詣結縁するも力多しき徳偏
に公の遺風餘烈のいぢし百しきがへたす所なり惟治公
千代鶴君の法名石碑西野村において現在せり黒沢郷中
の村民凡そ願の志一に皆富尾權現について祈るも勿く
ナシろしを得すと云ふ事なし誠なる哉神の徳古き敬ふ
によつて感とますと云へりこれと祭るの人曰神ノ威徳
をほつかむる事なかれ是と思ひこれと思ひ

古本傳著従ニ多田弥四郎一六世之孫富尾宮之神司多田水
賀守旧名吉之進今恭亨保二十一年譜養賢閣居寶林菴堂大
和尚一說之然ニ本傳苦漢語而庸流之難解就余兩
書ニ國語之靈縁起也依茲譯漢語而為ニ國字ト成
便童蒙者易了説祀ニ毫於接真堂一

元文元年丙辰七月二十九日

養賢閣寺現住全陵匡山謹誌印